

## 消費税転嫁対策窓口相談等事業（個別相談及び専門家派遣）の実施について

中央会では平成25年度に引き続き平成26年度も消費税転嫁対策窓口相談等事業を実施します。

この事業は、4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、組合や組合員等が適正に消費税率を転嫁できるよう、「消費税転嫁対策特別措置法」や「消費税の円滑な転嫁対策や課題の解消」等について、組合別に専門家による「個別相談」又は「専門家派遣」を行いますので、別紙の申込書をFAX又はメールによりお申し込みください。

また、消費税率の円滑な転嫁などについて、県内地域別の講習会を開催することも計画しています。詳細については、後日ご案内します。

なお、専門家派遣に必要な謝金及び旅費は当中央会が負担します。

### \* 個別相談及び専門家派遣の申込みにあたって

1. 相談及び派遣時間は概ね2時間までとします。（場合によって複数回行います。）
2. 組合別に個別相談や専門家を派遣しますので、組合単位でお申し込みください。

(1)理事会等で消費税や消費税の転嫁対策等についての説明会開催

(2)会計や税務処理についての相談 など

3. 相談や派遣内容は、消費税に関連した事項全般です。

例

(1)消費税法について、(2)会計処理について、(3)消費税の申告について

(4)消費税転嫁対策特別措置法について、(5)消費税転嫁課題の解消について

①価格の表示方法（内税・外税）

②消費税の転嫁を阻害する表示（消費税値引、消費税還元）

③消費税を転嫁することを拒否された場合の措置

④消費税の転嫁カルテル及び表示カルテル等

平成 年 月 日

消費税転嫁対策窓口相談等事業（専門家派遣）申込書

（ 相談 ・ 派遣 ）

1. 組合住所、電話・FAX・メールアドレス

2. 組 合 名

3. 代表理事名

㊞

4. 組合担当者名

5. 相談対象及び参加人数

(1) 相談対象  印を付してください。

（ 役員 ・ 職員 ・ 役職員 ・ 役職員及び組合員 ）

(2) 参加人数 \_\_\_\_\_ 人

(3) 実施方法  印を付してください。 （ 相談 ・ 説明会の開催 ）

6. 相談希望日時

平成 年 月 日 午前・午後 時 分から

7. 顧問税理士 （ 有 ・ 無 ）

8. 相談内容又は説明会テーマ

簡単にご記入下さい。

担 当 企画振興課 西村和生

TEL : <059-228-5195> ・ FAX : <059-228-5197>

MAIL : kikaku@chuokai-mie.or.jp